# 障害者控除対象者認定書の認定要領

- 1. 原則として「身体障害者手帳」等の交付を受けていない者で、神戸市介護保険の要介護(要支援)の認定を受けている65歳以上の者を対象とする。
- 2. 障害者控除対象者認定書の申請者は、対象者の要件に該当する者又は扶養親族の者とする。
- 3. 障害者控除対象認定書の認定対象年の12月31日時点を認定有効期間に含む「介護保険要介護認定調査票」の項目を基に認定を行うものとする。
  - (※ この要領は、平成 22 年分の障害者控除にかかる対象者認定より適用するものとし、平成 21 年分以前の障害者控除にかかる対象者認定については、従前の要領によるものとする。)

# Oねたきり高齢者

- (1) ねたきり高齢者は、6ヶ月以上臥床しているねたきり高齢者であるため、「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況」が、「1.6ヶ月以上臥床し、日常生活に支障のあるねたきり状態」のねたきりになった時期を確認する。
- (2)「介護保険要介護認定調査票」
  - ①「基本調査」の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB又はCであること。
  - ②「ア.歩行」の項目が「全介助」又は「一部介助」に該当し、かつ「イ.排泄」「ウ.食事」「エ.入浴」「オ.着脱衣」の4項目のうち、1項目以上で「全介助」「一部介助」に該当する場合は、『特別障害者』として認定する。

|            | 全介助  | 一部介助   | 自立                                    |  |  |
|------------|--|--|---------------------------------------|--|--|
| ア. 歩行      | 1. 歩行不可能(ねたきり)   | 2. 付き添いが手や肩を貸せば歩<br>ける   | 3. 杖等を使用して、かつ、<br>時間がかかっても自分で歩<br>ける。 |  |  |
|            | 1-7「できない」  | 1-7「何かにつかまればできる」<br>かつ<br>2-1「一部介助」<br>かつ<br>2-2「一部介助」                 |                                       |  |  |
| イ. 排泄      | 1. 常時おむつを使用している。<br>2. 夜間はおむつを使用する。  | <ul><li>3. 介助があれば簡易便器でできる。</li><li>4. 自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる。</li></ul> | 5. 自分で昼夜とも便所で<br>できる。                 |  |  |
|            | 2-5「全介助」<br>又は<br>2-6「全介助」   | 2-5「一部介助」<br>又は<br>2-6「一部介助」   |                                       |  |  |
| ウ. 食事      | 1. 臥床のままで、食べさせな<br>ければ食事ができない。   | 2. スプーン等を使用し、一部介<br>助すれば食事ができる。  | 3. スプーン等を使用すれば、<br>自分で食事ができる。         |  |  |
|            | 2-4「全介助」   | 2-4「一部介助」  |                                       |  |  |
| 工. 入浴      | <ol> <li>自分でできないので、すべて介助しなければならない。</li> <li>特殊浴槽を使用している。</li> <li>清拭を行っている。</li> </ol> | 4. 自分で入浴できるが、洗うと<br>きだけ介助を要する。<br>5. 浴槽の出入りに介助を要する。                    | 6. 自分で入浴でき、洗える。                       |  |  |
|            | 1-9「できない」<br>かつ<br>1-10「全介助」又は「行って<br>いない」   | 1-9「できない」<br>又は<br>1-10「一部介助」  |                                       |  |  |
| オ. 着脱<br>衣 | 1. 自分でできないので、すべ<br>て介助しなければならない。   | 2. 手を貸せば、着脱ができる。   | 3. 自分で着脱ができる。                         |  |  |
|            | 2-10 かつ 2-11<br>「全介助」  | 2-10 かつ 2-11 「一部介助」  |                                       |  |  |

# 〇知的障害者に準ずる認定

- (1)「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況(精神の状況)」が、「1. 常時介護を要する重度の認知症の状態」又は「2. 外出時のみ介護を要する中・軽度の認知症の状態」に○があることを確認する。
- (2)「介護保険要介護認定調査票」
  - ①「基本調査」の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がⅡ以上であること。
  - ②〈I〉認知症の状況が1項目以上「重度」に該当し、かつ〈II〉精神・行動障害の状況、 又は、〈III〉ねたきり高齢者の日常生活動作の状況が1項目以上「重度」に該当する場合は、『特別障害者(知的障害者重度に準ず)』として認定する。
  - ③〈I〉認知症の状況が1項目以上「軽度・中度」以上に該当する場合は、『障害者(知的障害者(軽度・中度)に準ず)』として認定する。

## 〈I〉認知症の状況

|               | 重度                        | 軽度・中度   |  |
|---------------|---------------------------|---|--|
| ア. 記憶障<br>害   | 1. 自分の名前がわからない。寸前のことも忘れる。 | 2. 最近の出来事がわからない。                              |  |
|               | 3-4 かつ 3-5「できない」          | 3-2、3-3、3-4、3-5のうちいずれかが<br>「できない」 又は 4-12「ある」 |  |
| イ. 失見当        | 1. 自分の部屋がわからない。           | 2.時々、自分の部屋がどこにあるのかわからない。                      |  |
|               | 3-7 「できない」かつ 3-9 「ある」     | 3-7 「できない」又は 3-9 「ときどきある」                     |  |
| ウ. 事理弁<br>識能力 | 1. 意思の決定、意思の伝達が全くできない。    | 2. 意思の決定、意思の伝達がほとんどできない。                      |  |
|               | 3-1 かつ 5-3「できない」          | 3-1 「ほとんどできない」かつ<br>5-3 「日常的に困難」              |  |

# ⟨Ⅱ⟩精神・行動障害の状況

|            | 重度                  |
|------------|---------------------|
| <i>P</i> . | 他人に暴力をふるう           |
| 攻擊的行為      | 4-11「ある」            |
| イ.         | 屋外をあてもなく歩き回る        |
| 徘徊         | 3-8 かつ 3-9「ある」      |
| ウ.         | いつも興奮している           |
| 不穏興奮       | 4-3 かつ 4-6「ある」      |
| 工.         | 常に失禁する              |
| 失禁         | 2—5「全介助」又は 2-6「全介助」 |
| オ.         | 物を盗られたなどと被害的になる     |
| 被害的        | 4-1「ある」             |
| カ.         | 昼夜の逆転               |
| 昼夜逆転       | 4-4「ある」             |
| +.         | 介護に抵抗する             |
| 介護に抵抗      | 4-7「ある」             |

## ⟨Ⅲ⟩ねたきり高齢者の日常生活動作の状況

| <b>、m / 137ことり同断でして市工石刧下の状況</b> |   |  |  |  |
|---------------------------------|---|--|--|--|
|                                 | 重度  |  |  |  |
| ア.<br>食事                        | 1. 臥床のままで、食べさせなけ<br>れば食事ができない。                                      |  |  |  |
|                                 | 2-4「全介助」  |  |  |  |
| イ.<br>入浴                        | 1. 自分でできないので、すべて<br>介助しなければならない。<br>2. 特殊浴槽を使用している。<br>3. 清拭を行っている。 |  |  |  |
|                                 | 1-9「できない」<br>かつ<br>1-10「全介助」又は「行っ<br>ていない」                          |  |  |  |
| ウ.<br><b>着脱</b>                 | 1. 自分でできないので、すべて<br>介助しなければならない。<br>                                |  |  |  |
| 衣                               | 2-10 かつ 2-11<br>「全介助」   |  |  |  |

# 〇身体障害者に準ずる認定

- (1)「障害者控除対象者認定申請書」の「障害の状況(身体の状況)」が、「2. ねたきりではないが、日常生活に支障のある状態」、「3. ほとんど見えない状態」、「4. ほとんど聞こえない状態」のいずれかに○があることを確認すること。
- (2)「介護保険要介護認定調査票」
  - ①身体障害者に準ずるものの項目が1項目以上「重度」に該当した場合は、 『特別障害者(身体障害者手帳 1・2級に準ず)』として認定する。
  - ②身体障害者に準ずるものの項目が1項目以上「中軽度」に該当した場合は、『障害者(身体障害者手帳 3級~6級に準ず)』として認定する。

#### <身体障害者に準ずるもの>

|                            | 重度(1・2級)  | 中軽度(3~6級)   |
|----------------------------|---|---|
| 視覚障害                       | 両眼のきょう正視力の和が 0.01 以下のもの   | 一眼のきょう正視力が 0.02 以下他眼のきょう<br>正視力が 0.6 以下のもので両眼のきょう正視力<br>の和が 0.2 を超えるもの  |
|                            | 1-12視力「ほとんど見えない」  | 1-12視力「目の前の視力確認表の図が見える」   |
| 聴覚障害                       | 両耳全聾  | 40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し<br>得ないもの  |
|                            | 1-13聴力「ほとんど聞こえない」   | 1-13聴力「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」   |
| 肢体不自由<br><b>※1</b><br><上肢> | 両上肢の機能の著しい障害  | 一上肢機能の障害・両上肢の軽度の障害  |
|                            | <ul> <li>* 1-1「右上肢」かつ「左上肢」、</li> <li>又は、1-2「肩関節」にありかつ</li> <li>* 1-10、2-5、2-6、2-9、2-10、</li> <li>2-11のうち4項目以上が「全介助」</li> </ul>                        | * 1-1「一上肢」又は「両上肢」、<br>又は、1-2「肩関節」にあり<br>かつ<br>* 2-5、2-6、2-10、2-11のうち2項目以上<br>が「見守り」又は「一部介助」   |
|                            | 両下肢の機能の著しい障害  | 一下肢機能の障害・両下肢の軽度の障害  |
| 肢体不自由<br><下肢>              | * 1-1「右下肢」かつ「左下肢」、<br>又は、1-2「股関節」「膝関節」のうち<br>1関節以上にあり<br>かつ<br>* 1-6「できない」、かつ、1-7「できない」<br>かつ<br>* 2-1「全介助」<br>かつ<br>* 1-8「できない」                      | * 1-1「一下肢」又は「両下肢」、<br>又は、1-2「股関節」「膝関節」のうち<br>1関節以上にあり<br>かつ<br>* 1-6「何か支えがあればできる」、かつ、<br>1-7「つかまれば可」<br>かつ<br>* 2-1「一部介助」<br>かつ<br>* 1-8「何かにつかまればできる」 |
| 肢体不自由<br><体幹>              | <ul> <li>座位・起立位・立ち上がりが困難</li> <li>* 1-5「できない」</li> <li>かつ</li> <li>* 1-6「できない」</li> <li>かつ</li> <li>* 1-8「できない」、又は、</li> <li>「何かにつかまればできる」</li> </ul> | 体幹の著しい障害  * 1-5「支えてもらえればできる」 かつ * 1-9「できない」   |

| - | 4 | - |  |
|---|---|---|--|
|   |   |   |  |